

○特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて

平成10年3月10日 建設省営管発第65号 建設省営計発第23号
最終改正 平成18年9月1日 国営管第113-5号 国営計第58-3号

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部長 から 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長 あて
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課長

申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合については、当該指名停止措置を受けた者（以下「被指名停止会社」という。）を含む特定建設工事共同企業体全体について指名停止措置が講じられ、その結果当該特定建設工事共同企業体の競争参加資格が認められないこととされているところであるが、その場合の取扱いについて、下記のとおり定めたので、これに十分留意の上、入札・契約手続を実施されたい。

記

1. 基本的な手続

- (1) 当該特定建設工事共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができるものとする。
- (2) (1)にかかわらず、残余の構成員が2社である場合においては、当該2社が新たに特定建設工事共同企業体を結成することにより、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができるものとする。
- (4) (1)から(3)までの申請は、構成員の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により、認定若しくは確認の申請を行った場合には、これを却下するものとする。
- (5) (1)から(3)までの認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- (6) (1)から(3)までの認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

2. 総合評価落札方式を実施する場合の申請期限の特例

- (1) 総合評価落札方式を実施する場合における1. (1)から(3)までの申請は、次の①及び②に掲げる期限内に受け付けるものとする。
 - ① 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第13条に基づく技術提案の改善を行う場合は、入札説明書等に記載する技術提案の再提出の期限（技術提案の再提出が2回以上行われるときは、当該指名停止の後の直近の技術提案の再提出の期限）
 - ② ①以外の場合は、技術提案の審査に必要な日数に応じて、官庁営繕部長が定める期限
- (2) (1)の期限は、入札説明書等に明記するものとする。この場合においては、1. (6)にかかわらず、認定及び認定の手続は、開札の時までに終了するものとする。